

【岐阜県空き家利活用事業補助金】

申請時に必要な書類

- 申請書（要綱第1号様式）
- 事業計画書（要綱第2号様式）
- 補助対象経費の内訳が分かる書類
 - ・ 建設業者による工事の場合：見積書
 - ・ D I Yの場合：必要資材等の積み上げ書
+ その根拠（カタログ、ホームページの金額掲載ページなど）
- 空き家の所有権又は賃借権の所在を証明する書類
（空き家購入時の売買契約書 又は 賃貸借契約書、登記簿謄本（建物）等 の写し）
- 空き家であることの確認書
 - ・ 改修をしたい空き家の所在する市町村にて発行してもらってください。
 - ・ 一部市町村では手続き方法が異なりますので、空き家であることの確認書発行窓口にお問い合わせください。
- 空き家の改修部分を明記した平面図
- 空き家の改修予定部分の現況写真（鮮明なカラー写真）
（事業完了後に提出する改修後の写真と対になるもの）
- 他の補助金の申請書又は交付決定通知書の写し
（他の補助金を併用する場合に限る）
- 空き家に居住する全ての者の住民票
 - +（新婚世帯の場合）婚姻届受理証明 又は パートナー証明
 - +（新婚世帯で、外国での婚姻の場合）外国の婚姻証明 又は パートナー証明
 - +（多子世帯で、0歳未満児がいる場合）母子手帳の写し
- 空き家に居住する全ての者の国税の納税証明書（原本） ⇒ 税務署
（納税証明書（その3）・・・未納の税額がないことの証明
消費税を納めている場合は、は「その3の2」（申告所得税及復興特別所得
税と消費税及地方消費税）

□ 空き家に居住する全ての者の都道府県税の納税証明書（原本）

補助金申請時点でお住まいの都道府県において、自動車税、個人事業税などの都道府県税の未納の徴収金がないことを証明できるものを添付してください。

○岐阜県の県税事務所の場合は、完納証明書を取得してください。

○その他の都道府県の場合は、すべての都道府県税に未納がないことがわかる証明書を取得してください。

○都道府県民税だけの場合は、市町村の発行する証明書を取得してください。

□ 空き家に居住する全ての者の市町村税の納税証明書（原本）⇒ 市町村

市町村・都道府県民税、軽自動車税などの市町村が徴収する税において、未納の徴収金がないことを証明できるものを添付してください。

○申請時点のお住まいの市町村で「完納証明」などすべての市町村税に未納がないことがわかる証明書を取得してください。

○完納証明がない市町村の場合は、納税義務のある税について未納がないことがわかる納税証明書を取得してください。

・市町村・都道府県民税の納税証明書は、必要な証明年度の1月1日に住所のあった市町村が交付します。その際、「納期末到来未納額」が0円となっている証明書を取得してください。「納期末到来未納額」が0円でない場合は、その前年度の証明書を取得してください。

※ 完納証明がある場合は、市町村・都道府県民税の証明書は不要です（完納証明で証明されています。）。

【市町村・都道府県民税の取得例】

平成29年4月～平成30年3月までに補助金交付申請する場合、「平成28年度」の納税証明書を、平成28年1月1日に居住している市町村において取得してください。

○非課税の方（専業主婦の方など）は、納税証明書の発行がありません。代わりに、市町村において「非課税証明書」を入手し提出してください。

□ その他知事が必要と認める書類